

2025年1月7日

ジェットスター・ジャパン株式会社
人事本部長 森川秀樹 殿

ジェットスタークルーアソシエーション
中央執行部

回答に関する意見書

平素よりお世話になっております。2024年12月23日付公開質問状に対する貴社のご回答を拝受いたしました。この度の件につきまして、多忙の中ご対応いただきましたことに深謝申し上げます。一方で、いただいたご回答を精査した結果、いくつかの点で見解を異にし、また回答内容が裁判所判決の趣旨に十分対応しているとは言い難い部分が見受けられましたので、以下に当組合の意見を申し述べさせていただきます。

まず、不当労働行為に関するご認識について触れさせていただきます。不当労働行為の認定は労働委員会の専管事項であり、裁判所が直接的にこれを判断する権限を有しないことは承知しております。しかしながら、裁判所の判決文には、「本件懲戒処分が木本氏の労働組合執行委員長としての活動に少なからず影響を与えた」との記述があり、裁判所が処分の背景にある組合活動との関係性に言及していることは見過ごせません。この記述は、労働組合法第7条が規定する支配介入の可能性を示唆しているものと解されます。こうした判決内容が貴社のご回答において十分反映されていない点は、誠に遺憾です。

また、木本氏に関しましては、現在も休職中の状況が続いております。判決により懲戒処分が無効とされたにもかかわらず、貴社より木本氏個人に対する正式な謝罪や説明が未だ一切行われていない点について、当組合として深く憂慮しております。裁判所が木本氏に精神的苦痛が生じたことを認定している以上、貴社がその責任を認識し、木本氏の名誉回復および職場復帰に向けた具体的な措置を講じられることは不可欠であると考えております。この点についての対応がなされていないことは、判決の趣旨に沿ったものとは言い難く、社員の信頼関係の回復にも大きな支障をきたす可能性があると考えます。

さらに、本件の調査および判断過程において、公平性や適正手続が十分に確保されていなかった可能性がございます。森川人事本部長（懲戒委員会委員長）の証言によれば、木本氏個人が情報流布の発信源であるとする具体的な証拠は存在せず、情報提供者の証言も曖昧な内容に留まっていることが確認されております。それにもかかわ

らず、木本氏が労働組合執行委員長であるという立場が不利に解釈され、処分に至ったことは、調査過程の中立性および合理性が欠如している可能性を示唆するものです。また、片桐氏については、給与控除計算の誤りの報告を受けていながら、客室サービス本部と人事本部のコミュニケーション不足により、適切な回答や遡及がされず、その責任が本人に転嫁される形で懲戒処分が科されました。このような対応は、調査および判断過程において、恣意的な対応が含まれていたのではないかとの疑念を抱かざるを得ません。

これらの事実は、貴社の客室サービス本部や懲戒委員会の組織体制およびガバナンスに根本的な問題が存在していることを示唆しております。調査や判断における公平性の欠如、偏見に基づく対応が行われた可能性が否定できない現状では、組織としての信頼回復を図るための抜本的な見直しが必要と考えます。不当労働行為に関しては、2025年2月に千葉労働委員会から命令が下される予定であり、その内容次第では、貴社の対応全般が厳しく問われる局面となる可能性があることを認識しております。

当組合といたしましては、貴社が裁判所の判決を真摯に受け止め、組織体制および手続の改善に取り組まれることを強く求める所存です。また、本件判決は貴社のみならず、航空業界全体や他の労働組合にも注目されており、貴社が示される対応は単にジェットスター・ジャパンの内部問題の解決にとどまらず、航空業界全体の労使関係やガバナンスの在り方にも重要な指針を提供するものとなり得ると認識しております。貴社の誠実かつ建設的な対応が、業界全体の模範となることを期待しております。

以上